

第68号議案

芦屋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

芦屋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を別紙のように定める。

令和4年11月29日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、一般職の職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用（芦屋市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成26年芦屋市条例第10号。以下「病院事業任期付職員条例」という。）の規定による採用を除く。）及び任期を定めて採用された職員（病院事業任期付職員条例の規定により採用された職員を除く。）の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と

認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(任期の更新)

第3条 任命権者は、前条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあつては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(特定任期付職員の給与の特例)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（地方公営企業法第2条第1項第1号に規定する水道事業に従事する職員（以下「水道企業職員」という。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
	円
1号給	376,000
2号給	422,000
3号給	472,000
4号給	533,000
5号給	608,000
6号給	710,000
7号給	830,000

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。
- 3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例の適用除外等)

第5条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号。以下「給与条例」という。）第3条から第9条まで、第11条、第12条、第13条の4、第16条、第17条第2項、第18条、第19条の2、第19条の3及び第

2 2条の4の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

- 2 給与条例第2条第1項、第20条の2第1項及び第2項並びに第22条第2項及び第5項の規定の適用については、同条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「， 勤勉手当及び芦屋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第4条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第20条の2第1項中「職員（以下「管理職員」という。）」とあるのは「職員（以下「管理職員」という。）又は任期付職員条例第4条第1項の特定任期付職員」と、給与条例第20条の2第2項中「管理職員」とあるのは「管理職員又は任期付職員条例第4条第1項の特定任期付職員」と、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の120（特定任期付職員にあつては， 100分の165）」と、同条第5項中「各給料表の」とあるのは「各給料表（任期付職員条例第4条第1項の給料表を含む。以下この項において同じ。）の」とする。

（特定任期付水道企業職員の給与の種類及び基準の特例）

- 第6条 管理者は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された水道企業職員（以下「特定任期付水道企業職員」という。）のうち特に顕著な業績を挙げたと認められるものには、特定任期付水道企業職員業績手当を支給することができる。

（水道企業職員給与条例の適用除外等）

- 第7条 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和34年芦屋市条例第16号。以下「水道企業職員給与条例」という。）第3条の2、第4条、第5条の2、第7条、第8条第2項及び第10条の2の規定は、特定任期付水道企業職員には適用しない。

- 2 水道企業職員給与条例第2条第3項及び第9条の2の規定の適用については、同条例第2条第3項中「及び退職手当」とあるのは「， 退職手当及び芦屋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第6条に規定する特定任期付水道企業職員業績手当」と、水道企業職員給与条例第9条の2中「管理者が指定する職を占める職員」とあるのは、「管理者が指定する職を占める職員（管理又は監督の地位にある職員以外の特定任期付水道企業職員（任期付職員条例第6条に規定する特定任期付水道企業職員をいう。）を含む。）」とする。

（補則）

- 第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(芦屋市職員定数条例の一部改正)

2 芦屋市職員定数条例（昭和25年芦屋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下「改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）について、改正前部分を改正後部分に改める。

改正後	改正前
<p>(職員の定義) 第1条 この条例において「職員」とは、次の各号に該当し、常時勤務する者（市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び固定資産評価員並びに期間を定めて雇用される者（<u>芦屋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年芦屋市条例第 号）第2条並びに芦屋市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成26年芦屋市条例第10号）第2条及び第3条の規定により採用された職員を除く。</u>）をいう。 (1)～(5) (略) 2 (略)</p>	<p>(職員の定義) 第1条 この条例において「職員」とは、次の各号に該当し、常時勤務する者（市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び固定資産評価員並びに期間を定めて雇用される者（<u>芦屋市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成26年芦屋市条例第10号）第2条及び第3条の規定により採用された職員を除く。</u>）をいう。 (1)～(5) (略) 2 (略)</p>

芦屋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定要綱

1 制定の趣旨

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、一般職の職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

ただし、芦屋市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例の規定による採用及び同条例により採用された職員については、本条例の適用外とする。

2 制定の内容

(1) 職員の任期を定めた採用（第2条関係）

任命権者は、次の場合に職員を任期を定めて採用することができる。

ア 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合

イ 専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次のいずれかに該当するときであって、その者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるとき

(ア) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

(イ) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務にその者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(ウ) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

(エ) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務にその者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(2) 任期の更新（第3条関係）

任命権者は、(1)の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあつては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(3) 特定任期付職員（(1)アにより任期を定めて採用された職員（水道企業職員を除く。））の給与の特例（第4条関係）

ア 給料表

特定任期付職員には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
	円
1号給	376,000
2号給	422,000
3号給	472,000
4号給	533,000
5号給	608,000
6号給	710,000
7号給	830,000

イ 号給の決定

任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

ウ 特定任期付職員業績手当

任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、予算の範囲内でその給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

(4) 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等（第5条関係）

ア 特定任期付職員には、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の次の規定は適用しない。

給料表、初任給、昇格、降格、異動、昇給、管理職手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、教職調整額、義務教育等教員特別手当、勤勉手当

イ 特定任期付職員に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在籍期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

(5) 特定任期付水道企業職員（(1)アにより任期を定めて採用された水道企業職員）の給与の種類及び基準の特例（第6条関係）

管理者は、特定任期付水道企業職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められるものには、特定任期付水道企業職員業績手当を支給することができる。

(6) 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の適用除外等

（第7条関係）

特定任期付水道企業職員には、芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の次の規定は適用しない。

管理職手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、勤勉手当

3 施行期日等

(1) 令和5年4月1日

(2) 芦屋市職員定数条例の一部改正

2(1)によって採用された職員を定数対象職員とするよう規定を整備する。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律抜粋

(職員の任期を定めた採用)

第3条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、条例で定めるところにより、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、条例で定めるところにより、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として条例で定める場合

(第3項省略)

第7条 任命権者は、条例で定めるところにより、第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(次条において「特定任期付職員」という。)又は第3条第2項の規定により任期を定めて採用された職員(次条において「一般任期付職員」という。)の任期が5年に満たない場合にあつては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

(第2項から第4項まで省略)

地方公務員法抜粋

(給与、勤務時間その他の勤務条件の基本基準)

第24条 (第1項省略)

(第2項から第4項まで省略)

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

地方公営企業法抜粋

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

(1) 水道事業（簡易水道事業を除く。）

(第2号から第7号まで省略)

(第2項及び第3項省略)

(給与)

第38条 (第1項省略)

(第2項及び第3項省略)

4 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。

芦屋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（未定稿）

（趣旨）

第1条 この規則は、芦屋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年芦屋市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（任期を定めた採用の公正の確保）

第2条 任命権者は、条例第2条各項の規定に基づき、選考により、任期を定めて職員を採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならないものとする。

（辞令の交付）

第3条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員にその旨を明示した辞令を交付するものとする。

- (1) 任期付職員を採用した場合
- (2) 任期付職員の任期を更新した場合
- (3) 任期の満了により任期付職員が当然に退職した場合

（特定任期付職員の号給の決定）

第4条 条例第4条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給

- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給
- (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給
(特定任期付職員業績手当)

第5条 条例第4条第3項の特に顕著な業績を挙げたか否かの判断は、同条第2項の号給決定時に期待された業績に照らして行うものとする。

第6条 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の芦屋市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和33年芦屋市規則第5号。以下「給与規則」という。）第20条第1項に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

（第2条第2項任期付職員の級別資格基準表の適用方法）

第7条 条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項第1号に規定する水道事業に従事する職員を除く。以下「第2条第2項任期付職員」という。）であつて、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、任命権者が行う試験の結果により採用された者に相当すると認められるものについては、給与規則第4条第1項各号に規定する級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に対応する区分を適用することができるものとする。

- 2 第2条第2項任期付職員となった者の給料月額に対して給与規則第5条第1項から第4項までの規定を適用する場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表の必要経験年数の8割以上10割未満の年数をもって同表の必要経験年数とすることができる。

（第2条第2項任期付職員の給料月額の決定等の特例）

第8条 新たに第2条第2項任期付職員を採用しようとする場合において前条各項の規定によるときはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期は、採用の日

の前日から、級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経験年数に相当する期間を遡った日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該遡った日において、給与規則別表第9に定める初任給基準表を適用して得られる初任給を基礎とし、かつ、他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期の範囲内で決定することができる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。